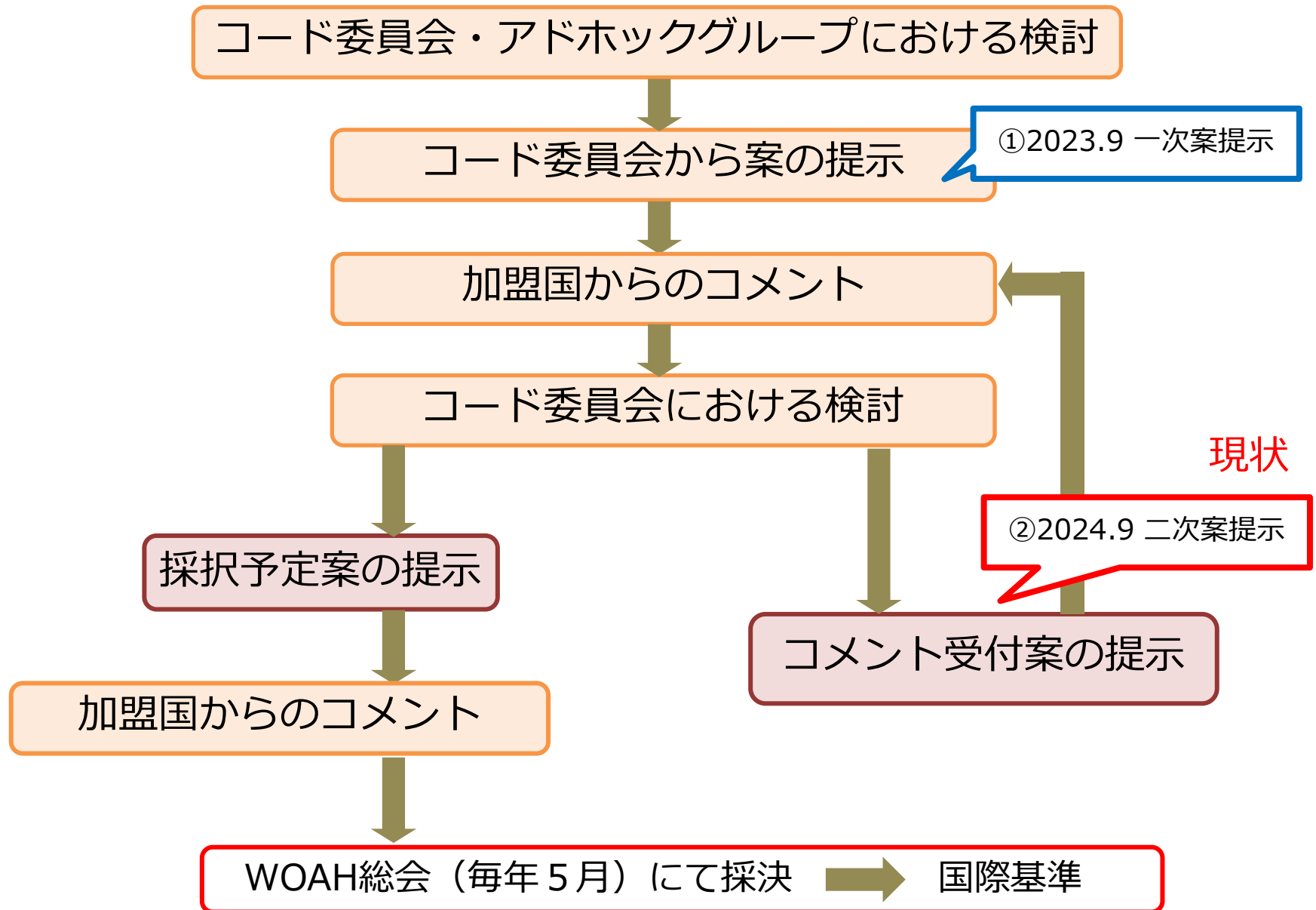
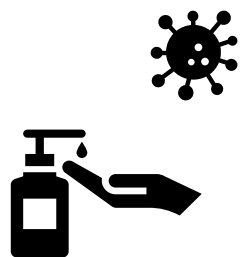


第4.X章 バイオセキュリティ

WOAHコードの改正プロセス



二次案のポイントと我が国方針



バイオセキュリティとは

個体群内で、および個体群から、病原体が定着、拡散することを防ぐために、当該個体群への病原体の侵入又は動物の病原体への暴露の可能性を低減するよう設計された一連の管理上、行動上および物理的措置をいう。



詳細すぎる記述を削除し、全ての状況に適用可能な**バイオセキュリティの原則**に焦点（野生動物や愛玩動物も本章の適用範囲に包含）。



獣医当局、所管当局、事業者、獣医師、その他関係者の**役割を明確化**。



方針



我が国からは、これらの改正に対して特段の意見無し。
修辭的な修正コメントを除き、コメントを提出しない。

前回コメントへの対応（１）

提出コメント



バイオセキュリティを促進すべき対象に、農業者や獣医療に従事する者だけでなく、**農場に出入りする全ての関係者の業界団体**を含めてはどうか。

【一次案】

(第4.X.5条 役割及び責任 抜粋)

6) **農業者、獣医師および獣医関連専門職の協会**は、関連する研修および助言を含め、会員間でバイオセキュリティを提唱、促進すべきである。

対応



二次案に反映（「その他の関係する協会」を追加）

【二次案】

(第4.X.4条 役割及び責任 抜粋)

6) **農業者協会、獣医師および獣医関連専門職の協会、およびその他の関係する協会**は、会員間でバイオセキュリティを提唱、促進すべきである。

前回コメントへの対応（２）

提出コメント



「使用後に消毒すべき」とあるが「使用前」も消毒が必要とするべきではないか。

【一次案】

(第4.X.8条 バイオセキュリティの構成要素 抜粋)

1) 外部バイオセキュリティの構成要素:

f) 動物又はその製品と直接及び間接に接触する輸送車両は、**使用後に消毒すべきである。**

対応



二次案に反映（「使用前」を追加）

【二次案】

(第4.X.7条 バイオセキュリティの構成要素 抜粋)

1) 外部バイオセキュリティの構成要素には以下のものが含まれる:

f) 動物又はその製品と接触する輸送車両は、**使用前後に洗浄および消毒すべきである。**

前回コメントへの対応（3）

提出コメント



「病原体の発生源となりうる**他の場所**」については、養鶏の場合は周辺のため池などが該当すると理解するが、他にはどのような場所を想定しているのか。また、他の動物種ではどうか。

【一次案】

(第4.X.8条 バイオセキュリティの構成要素 抜粋)

1) 外部バイオセキュリティの構成要素:

k) 個体群と**病原体の発生源となりうる他の場所**との間の十分な距離を考慮すべきである。
(…)

対応



二次案に反映（「他の」を削除）

【二次案】

(第4.X.7条 バイオセキュリティの構成要素 抜粋)

1) 外部バイオセキュリティの構成要素には以下のものが含まれる:

k) 病原体の空気感染を最小限にするため、個体群と**病原体の発生源となりうる場所**との間の十分な距離を考慮すべきである。(…)

前回コメントへの対応（４）

提出コメント



農場内での感染拡大を防止する内部バイオセキュリティについては、「**畜種や生産形態などを考慮し、必要に応じて適宜実施する**」等の文言を追加して、柔軟性を持たせるべきではないか。

【一次案】

(第4.X.8条 バイオセキュリティの構成要素 抜粋)

2) 内部バイオセキュリティの構成要素:

対応



二次案に反映（1段落目に「**個体群によって異なることがある**」を追加）

【二次案】

(第4.X.7条 バイオセキュリティの構成要素 抜粋)

バイオセキュリティはいかなる種類の個体群に適用できる。（…）すべての関連するバイオセキュリティの要素は、病原体のすべての発生源、伝播経路および予期しない出来事に対応するために適用されるべきであり、**個体群によって異なることがある**。

参考

- ・ 検討の経緯
- ・ 章の構成

検討の経緯

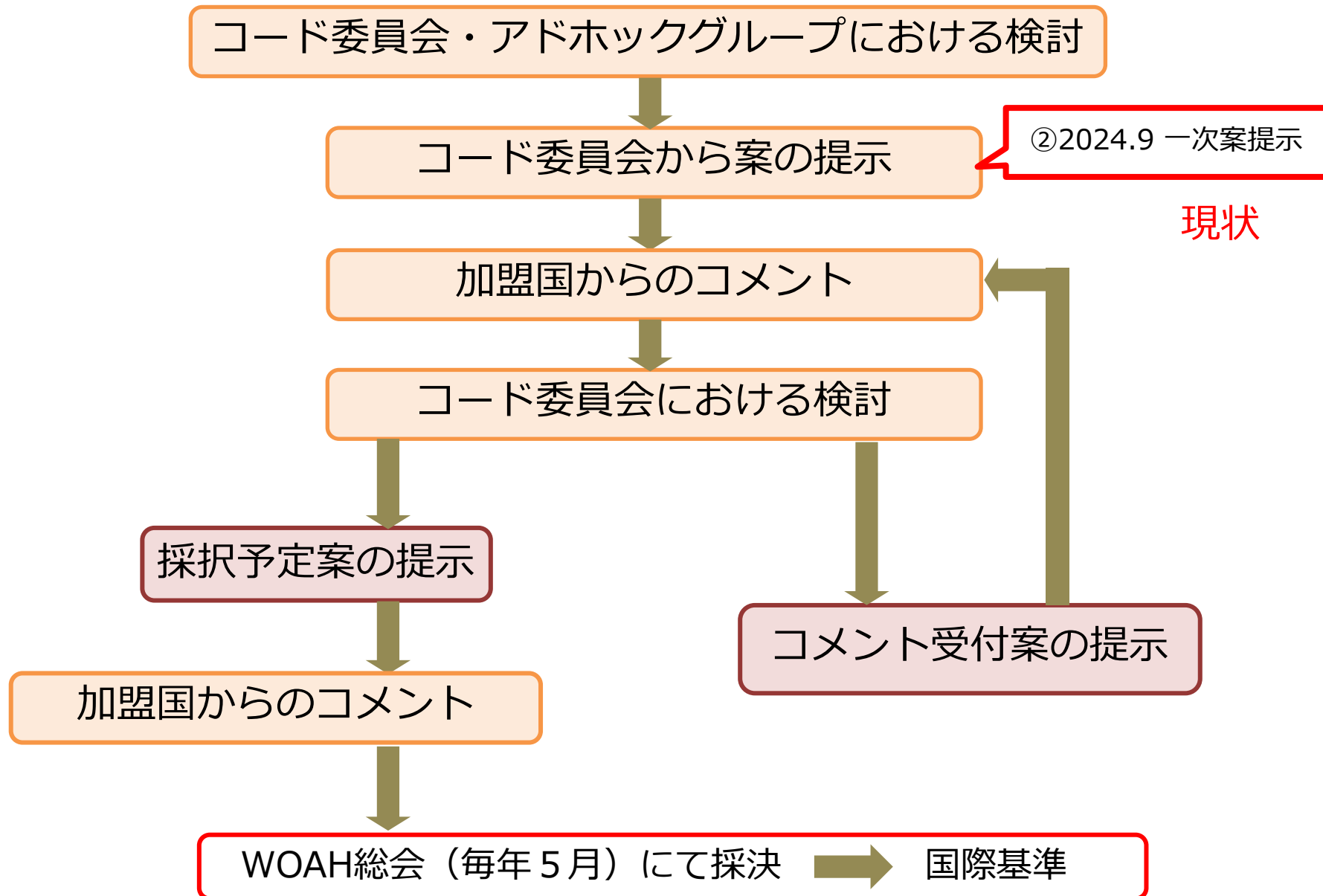
2017年9月	コード委員会は、疾病の予防と管理のためのバイオセキュリティの重要性について議論し、バイオセキュリティに関する新章を策定することを決定。
2022年9月	コード委員会は、章の構成、条項の内容、関連する定義語の検討を行うためのアドホックグループの開催を要求。
2023年2月	コード委員会は、章の構成案や内容全体について合意。関連する定義語に関する作業を継続するようアドホックグループに要求。
2023年9月	コード委員会は、一次案を提示。
2024年2月	コード委員会は、加盟国からのコメントを改正案に反映させるためのアドホックグループの開催を要求。
2024年9月	コード委員会は、二次案を提示。

章の構成

第1条	序論
第2条	目的及び範囲
第3条	一般指導原則
第4条	役割及び責任
第5条	病原体の潜在的な発生源
第6条	伝播経路
第7条	バイオセキュリティの構成要素
第8条	バイオセキュリティ計画
第9条	研修及び啓発
第10条	評価及び改善

第1.6章 WOAHAによる 公式疾病ステータスの認定、 公的制御プログラムの保証、 自己清浄化宣言の公開の手順

WOAHコードの改正プロセス



公式疾病ステータスと自己清浄化宣言

公式疾病ステータス

WOAHが**特定の6疾病**（口蹄疫、BSE、牛肺疫、アフリカ馬疫、豚熱及び小反芻獣疫）について、各国又はその一部地域の状況を**評価**するもの。

加盟国の申請に応じ、提出された資料を**専門家**（アドホックグループ及び科学委員会）が**評価**し、加盟国にコメントを求めたうえで、**総会で決議として採択**され、**認定証が交付**される。

自己清浄化宣言

加盟国が、自国・地域の**上記6疾病以外の疾病**（WOAHリスト疾病やその他の疾病）の清浄化について**自己宣言**をするもの。

加盟国は陸生コードの関係章への整合性を示す書類等を提出し、WOAHによる確認後、WOAH**ウェブサイト**に**掲載**される。宣言の内容をWOAHが保証するものではなく、**宣言加盟国が全責任**を有する。

我が国のコメント方針

【第1.6.4条】

特定の規定（新設）

国または地域の疾病ステータスは以下に影響されない。

- 検疫センターにおける輸入動物での疾病、感染または外寄生の存在
- 陸生マニュアルにしたがった、適切な検査室バイオセーフティーおよびバイオセキュリティを有する検査室または他の承認された施設における、病原体または病原体を含む物品もしくは生物の輸入または存在

このことは、陸生コードおよび陸生マニュアルの関連する基準に適合していることの証明によって裏付けされる。



水際検疫で**物品から病原体が検出**された場合も、ステータスには影響しないことを明記すべきではないか。

（修正案）

- 国境検査所における、病原体または病原体を含む物品もしくは生物の輸入または存在



参考

- ・ 検討の経緯
- ・ 章の構成

検討の経緯

2022年9月	コード委員会は、ステータスに影響を与えることなく病原体を実験室で保持できるかどうかを明確にしてほしいとの加盟国からの要求を考慮し、本章の改定により対応することを決定。
2023年2月	コード委員会は、新たに第1.6.4条を作成し、診断のための参照物質やワクチン・抗原バンク等の目的で、承認済み実験室に病原体を保持する場合は、ステータスに影響しないことを明確化することに同意。また、他の章に含まれる同様の規定も同条で取り扱うことについて、科学委員会に意見を要請。
2024年2月	コード委員会は、科学委員会からのコメントを検討し、「実験室」に診断以外のワクチン開発等の目的で使用する施設を含めることとして、「実験室」の定義語改訂を作業計画に追加。
2024年9月	コード委員会は、一次案を提示。

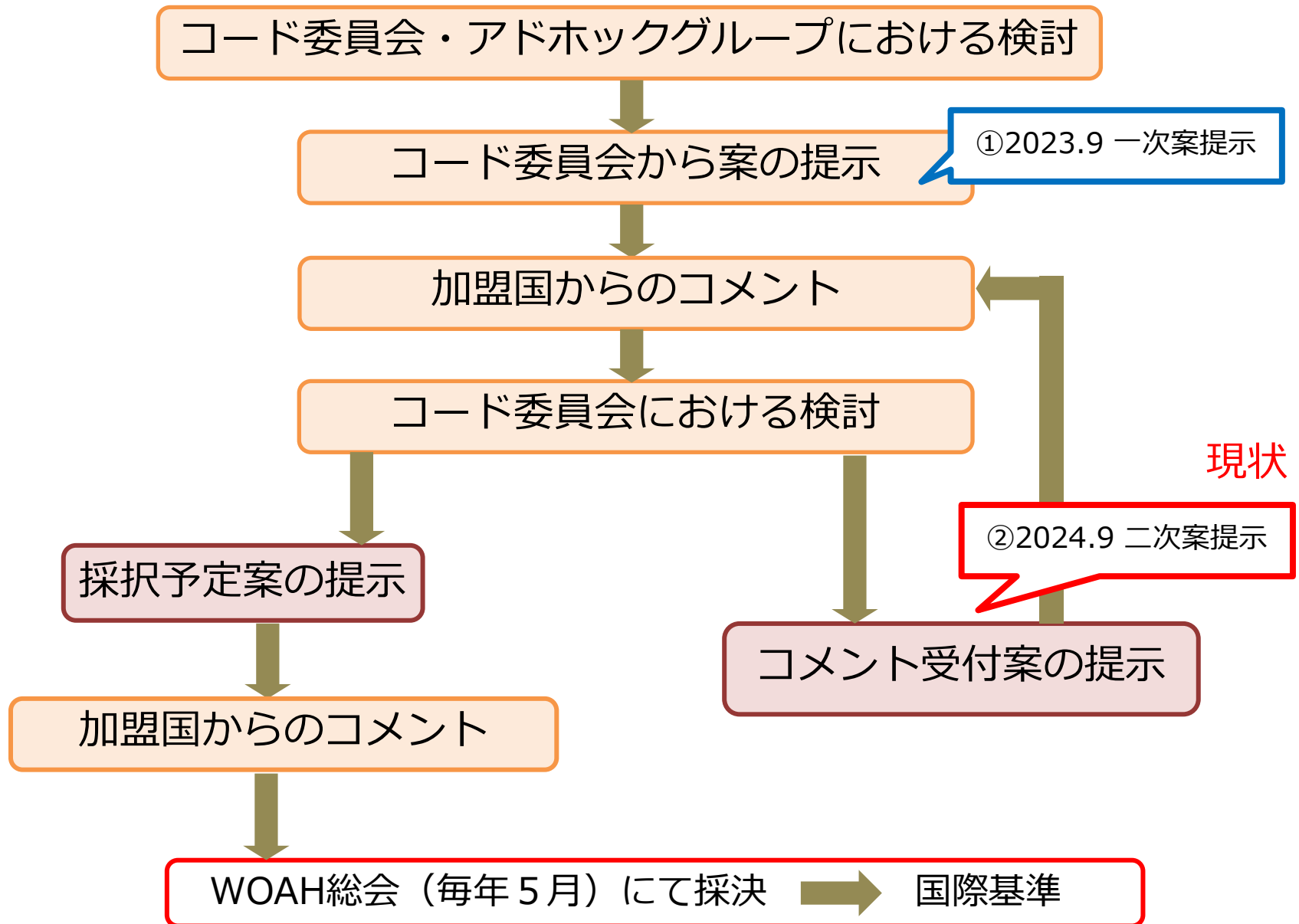
章の構成

第1条	序論
第2条	目的及び範囲
第3条	一般指導原則
第4条	役割及び責任
第5条	病原体の潜在的な発生源
第6条	伝播経路
第7条	バイオセキュリティの構成要素
第8条	バイオセキュリティ計画
第9条	研修及び啓発
第10条	評価及び改善

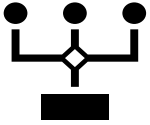
第5.4章

物品の輸出に適用される措置及び手続

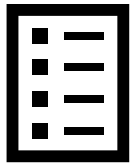
WOAHコードの改正プロセス



改正案のポイント



用語の統一（事業者、公的管理等）。



輸出国の**獣医当局**が、事業者**に輸入国要件を周知**させる責任があることを明確化。



適切に隔離されていれば、同一の車/船による複数の**動物の混載が可能**と追記。

コメント方針

前回コメント



食品の輸出入手続きに関しては、**Codex委員会**で作業が行われているところ、作業の重複や矛盾を生じさせないとの観点から、Codex委員会やその国際規格との関係性や本コード章の今後の作業手順について、明確化される必要があるのではないか。（第5.6章についても同様）

対応



本章及び第5.6章の策定にあたっては、関連するCodexのガイドラインを考慮していると言及。

- CXG 20 “食品の輸出入検査と認証システムの原則”
- CXG 47 “食品の輸入管理システムのガイドライン”
- CXG 60 “食品の輸出入検査と認証システムにおけるツールとしてのトレーサビリティ/製品トレーシングの原則”



方針



二次案への特段の意見無し。今後の改正案を注視。

参考

- ・ 検討の経緯
- ・ 章の構成

検討の経緯

2017年9月	コード委員会は、貿易措置、輸出入手続等に関する規定を含むWOAHコード第5部の見直しを行うことを決定。
2021年9月	コード委員会は第5.4章から第5.7章を優先的に改正することで合意。
2022年2月	コード委員会は、この作業を進めるためにアドホックグループを招集するよう要請し、アドホックグループのToR*に含めることが重要と考えられるポイントについて議論し、このことについて加盟国に意見を求めた。
2022年9月	コード委員会は、提出されたコメントを検討し、アドホックグループのToRを最終決定。

*ToR (Terms of Reference) : 委員会やプロジェクトの目的、範囲、方法等を定義した文書。

検討の経緯

2023年2月	コード委員会はアドホックグループの報告書を検討。現行の第5.4章、第5.5章、第5.6章及び第5.7章を、「輸出（原産地から輸出国出国まで）」、「経由」及び「輸入（輸入国到着から通関まで）」の3つの新章に置き換えるというアドホックグループの提案に同意。また、主な要件（国境管理／検査所、検疫施設等）を扱う4つ目の章を設けるという提案にも同意。
2023年9月	コード委員会は、時間的な制約により、まず第5.4章と第5.6章の改正案について議論し、一次案を提示。
2024年2月	コード委員会は、加盟国からのコメントを改正案に反映させるためのアドホックグループの開催を要求。
2024年9月	コード委員会は、二次案を提示。

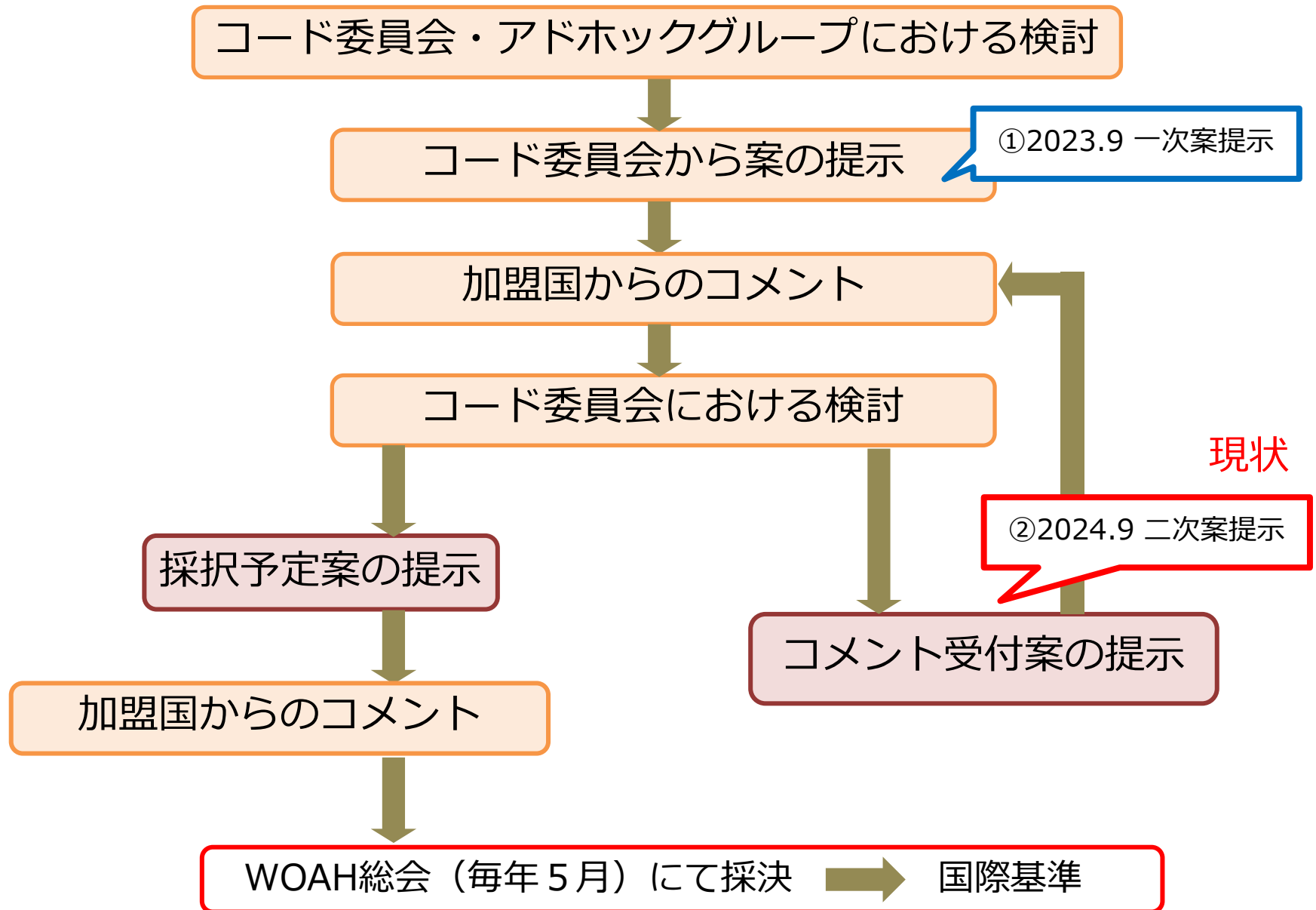
章の構成

第1条	目的及び範囲
第2条	一般的考慮事項
第3条	輸出の公的管理手続に適用される一般原則
第4条	物品に応じた特定の勧告
第5条	予期せぬ出来事への計画

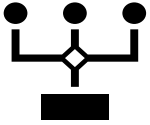
第5.6章

物品の輸入に適用される措置及び手続

WOAHコードの改正プロセス



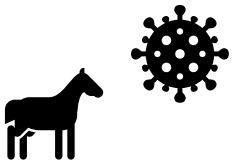
改正案のポイント



用語の統一（入国地点、事業者、検査の選択）。



物品の開放のため、**輸出国の獣医当局**は輸入国に**状況説明の機会**が与えられるべきと明記。



輸入国は、動物貨物でリスト疾病または輸入国要件上の疾病が発生した場合、輸出国に通知すべきと記載。

前回コメントへの対応（１）

提出コメント



衛生証明書様式を**広く公開**することは、**証明書の改ざんや不正利用**につながる懸念があることから、「**国際動物衛生証明書を含む**」の削除を提案。

【一次案】

(第5.6.2条 一般的考慮事項 抜粋)

輸入国の獣医当局は、**国際動物衛生証明書**を含む輸入国の要件及び輸入手続に関連する最新の情報（これらの物品の輸入及び経由のために指定された国境検査所のリストを含む）が利用可能になることを担保すべきである。

対応



二次案に反映（「事業者および輸出国に」を追加）

【二次案】

(第5.6.2条 一般的考慮事項 抜粋)

輸入国の獣医当局又はその他の関係する所管当局は、**国際動物衛生証明書**に含まれる輸入国の要件及び輸入手続に関連する最新の情報（これらの物品の輸入及び経由のために指定された国境検査所のリストを含む）が**事業者及び輸出国に**利用可能になることを担保すべきである。

前回コメントへの対応（２）

提出コメント



輸出国において対象疾病が発生した際は、動物製品等についても輸入国側での対応が必要となるため、「**動物**」を「**物品**」に置き換えるのが適切。

【一次案】

(第5.6.5条 緊急事態計画 抜粋)

輸入国の獣医当局又はその他の所管当局は、輸出される物品のステータスに影響を及ぼす可能性のある、物品が輸出された後の輸出国内又は物品が経由した後の経由国内におけるリスト疾病又は輸入国の要件で参照されている疾病の発生に対処するための計画を策定すべきである。

（輸入国の）獣医当局又はその他の所管当局は、**動物が解放される前に**、リスト疾病又は輸入国の要件に参照されている疾病の輸入国内での発生に対処するための計画を策定することもできる。

対応



二次案で、対象疾病の発生に加え、物品が輸入国の要件に適合しなくなった場合の対応も含めることとして「緊急事態計画」を「予定外の事態のための計画」に修正したことに伴い、当該段落を削除。

我が国のコメント方針（１）

【第5.6.1条 目的および範囲】

（一部省略・抜粋）

本章では、不当な制限を設けることなく、輸入地点への到着から物品が通関されるまでの間、物品の国際貿易を通じた病原体の拡散を防止するため、物品の輸入において適用可能な措置および手続の一般原則を定める。

（…）

本章では、輸入に関する公的管理の質および実施を担保するための指針を提供する。本章は合法的な輸入のみを対象にするのではなく、違法又は**非公式な物品の入国**の一般的な勧告も提供する。



「非公式な物品の入国」とはどのようなことか。

「違法な物品の入国」とはどのように違うのか。

我が国のコメント方針（2）

【第5.6.3条 輸入の公的管理の手続に適用される一般原則】

（一部省略・抜粋）

1) 公的検査

a) 書類確認

(…)

書類検査を行う場合、獣医サービスは、**輸入国と輸出国との間で合意**された原本またはデジタルの必要書類を検査し、次のことを確認すべきである。

i) 国際動物衛生証明書が輸出国の獣医官によって発行されていること；第5.2.3条に規定された関連原則に適合しており、**輸入国と輸出国との間で**当該物品およびその使用目的について**合意**したモデルに関連するものとして適合すること。（…）

国際動物衛生証明書の様式は必ずしも二国間協議に基づく訳ではないため、以下の修正を提案。



（修正案）

i) 国際動物衛生証明書が輸出国の獣医官によって発行されていること；第5.2.3条に規定された関連原則に適合しており、**輸入国が作成したまたは輸入国と輸出国との間で**当該物品およびその使用目的について**合意**したモデルに関連するものとして適合すること。

参考

- ・ 検討の経緯
- ・ 章の構成

検討の経緯

2017年9月	コード委員会は、貿易措置、輸出入手続等に関する規定を含むWOAHコード第5部の見直しを行うことを決定。
2021年9月	コード委員会は第5.4章から第5.7章を優先的に改正することで合意。
2022年2月	コード委員会は、この作業を進めるためにアドホックグループを招集するよう要請し、アドホックグループのToRに含めることが重要と考えられるポイントについて議論し、このことについて加盟国に意見を求めた。
2022年9月	コード委員会は、提出されたコメントを検討し、アドホックグループのToRを最終決定。

*ToR (Terms of Reference) : 委員会やプロジェクトの目的、範囲、方法等を定義した文書。

検討の経緯

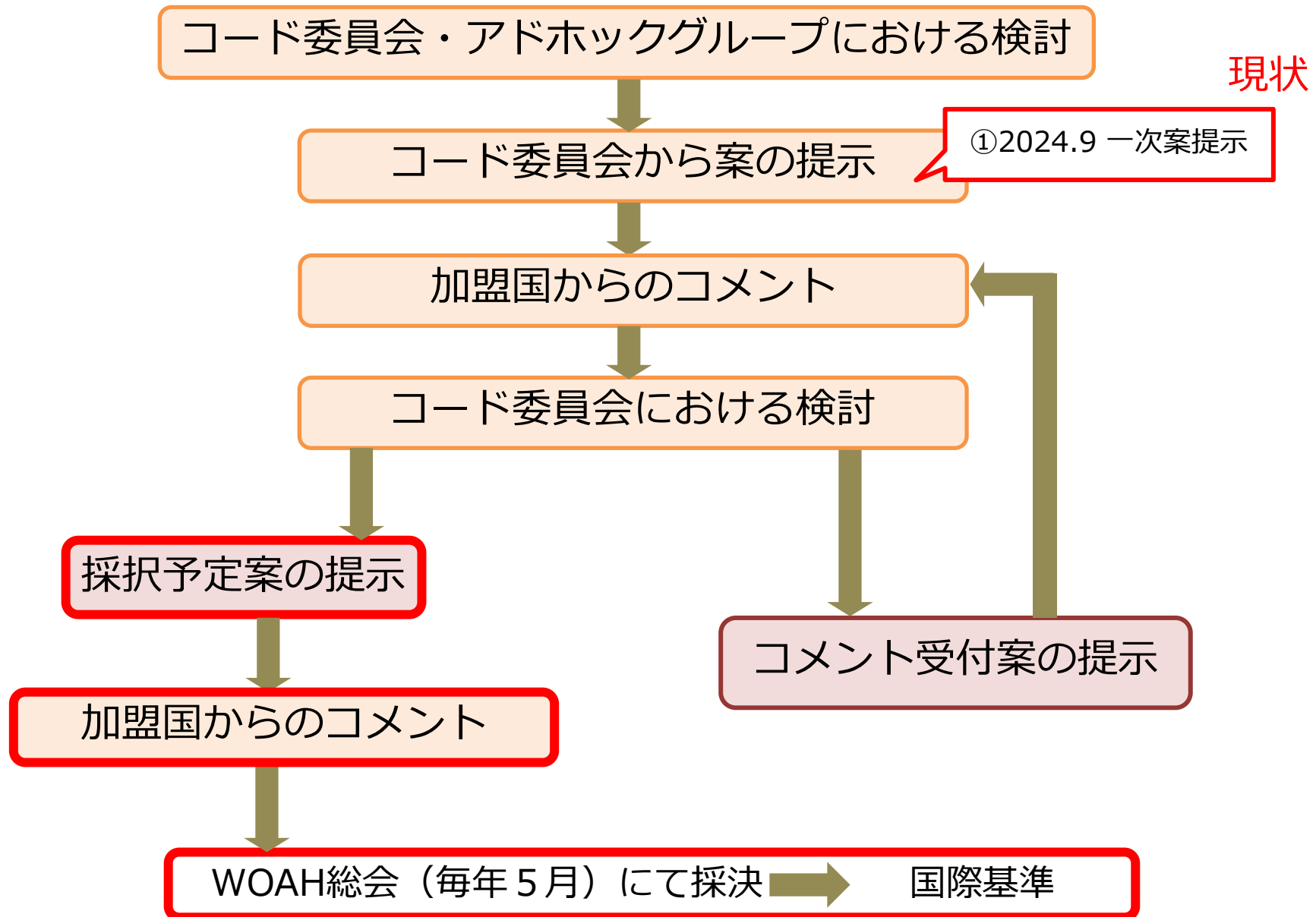
2023年2月	コード委員会はアドホックグループの報告書を検討。現行の第5.4章、第5.5章、第5.6章及び第5.7章を、「輸出（原産地から輸出国出国まで）」、「経由」及び「輸入（輸入国到着から通関まで）」の3つの新章に置き換えるというアドホックグループの提案に同意。また、主な要件（国境管理／検査所、検疫施設等）を扱う4つ目の章を設けるという提案にも同意。
2023年9月	コード委員会は、時間的な制約により、まず第5.4章と第5.6章の改正案について議論し、一次案を提示。
2024年2月	コード委員会は、加盟国からのコメントを改正案に反映させるためのアドホックグループの開催を要求。
2024年9月	コード委員会は、二次案を提示。

章の構成

第1条	目的及び範囲
第2条	一般的考慮事項
第3条	輸入管理の手續に適用される一般原則
第4条	不適合物品に対する追加的な措置
第5条	緊急事態計画
第6条	感染動物を輸送した輸送機関及びコンテナに適用される一般的勧告
第7条	国際ケータリング廃棄物の処分に適用される一般原則
第8条	国境検査所で確認された物品の違法な移動に対処するための措置に関する一般的勧告
第9条	国境検査所外における特定された物品の違法な移動に対処するための措置に関する一般的勧告

第8.8章 口蹄疫（FMD）

WOAHコードの改正プロセス



我が国のコメント方針

【第8.8.33bis条】

FMD汚染国からのウシ胎児血清の輸入に関する勧告（新設）

獣医当局は、以下の項を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 30キログレイ以上でガンマ線照射がされていること；または
- 2) FMDウイルスを不活化することが証明されている同等の処理

現改正案では、汚染国からの輸入には不活化処理が必須となっている。

不活化処理がなされていなくても、FMD清浄とされるコンパートメントからの牛に由来する血清であることを証明できれば、輸入を可能とすべきではないか。

（追加案）

- 3) FMD清浄とされるコンパートメントからの牛に由来する血清であることを確認するために必要な措置

コンパートメントとは

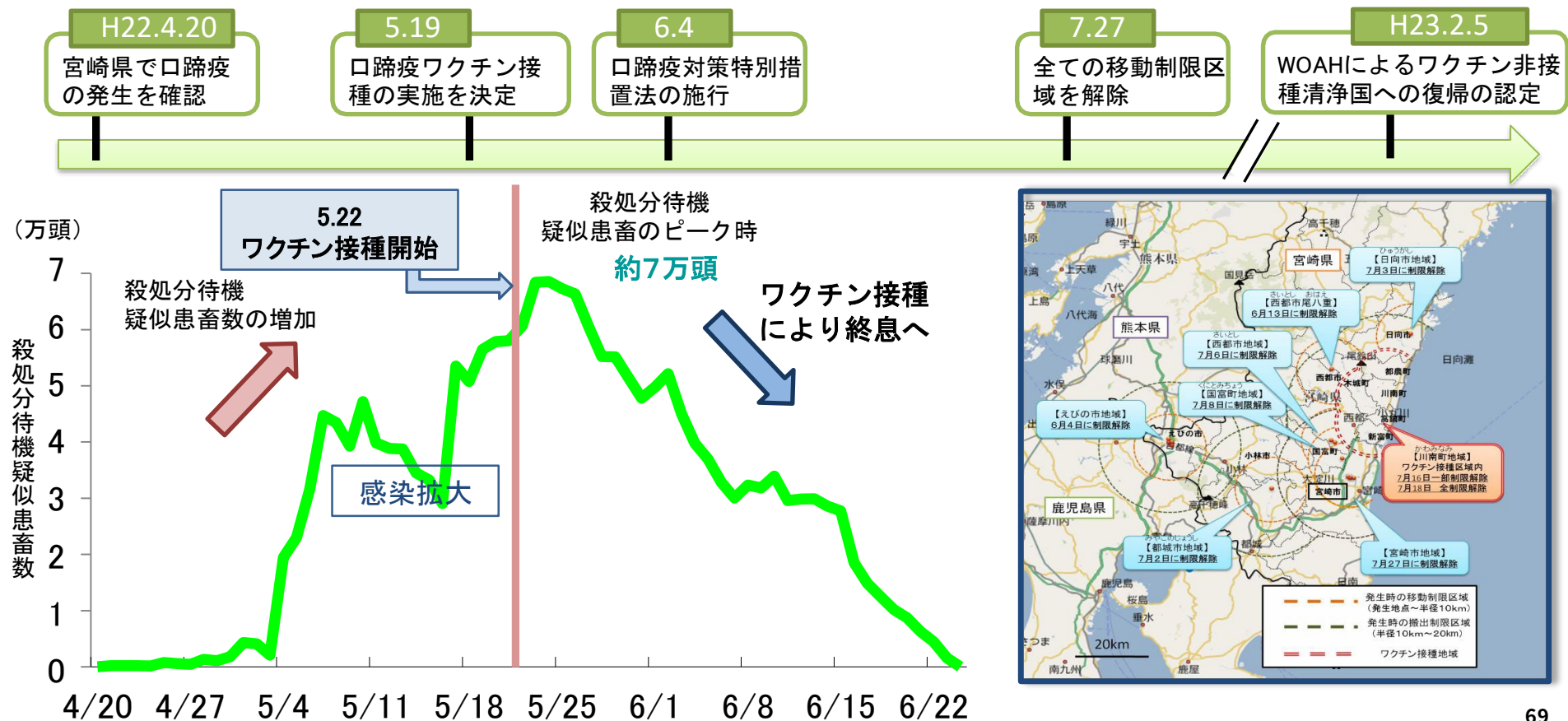
発生地域にあっても、高度な衛生管理（バイオセキュリティ等）により清浄と認められる施設（群）からの輸入を認める概念

口蹄疫（FMD）について

感受性動物	偶蹄類の動物（牛、豚、山羊、めん羊、鹿など） 感受性： 牛 > 豚 ウイルス排泄量： 豚は牛の100～2,000倍 アフリカ水牛は不顕性感染し、長期間ウイルスを排泄するキャリアとなる
症状	【牛】 高熱（40～41℃）、食欲・体力減退、著しい流涎、口唇粘膜の炎症、水疱（口腔、舌、鼻、蹄、乳房、乳頭） 水疱形成による疼痛などにより跛行、起立不能、泌乳の減少ないし停止 感染動物が死亡することはまれだが、幼弱動物では突然死することがある。 【豚】 症状が比較的軽く、水疱も小さい 【めん山羊】 症状が不明瞭
原因	口蹄疫ウイルス ・ <u>ウイルスが付着した飼料、器具、機械、衣服、靴、車両などを介して、群から群に感染が拡大する。</u> ・ 天候によっては、風の方角に発生が広がることが知られている。 ・ <u>感染群内での直接伝播性は高く、通常1週間以内に全群が感染を起こす。</u>
潜伏期間	【牛】 6.2日 【豚】 10.6日 【めん羊】 9.0日 感染ウイルス量が多いと短く、少ないと長くなる傾向がある

日本における発生事例

- 平成22年4月20日、宮崎県において我が国で10年振りに発生（292戸で発生、210,714頭を殺処分）
- 移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大したことから、我が国で初めての緊急ワクチン接種を実施（ワクチン接種殺処分：87,094頭）
- この結果、口蹄疫の発生は減少し、平成22年7月4日以来発生は確認されず、7月27日に全ての移動制限を解除



検討の経緯

2022年9月	コード委員会は、「ガンマ線照射されたウシ胎児血清」を安全物品に追加してほしいとの加盟国のコメントに対応し、その提案が標準化プロトコルを指すか業界に確認するよう事務局に要求。
2023年2月	コード委員会は、以下の報告を受け、「ウシ胎児血清」の安全な貿易のための勧告をコードに盛り込む価値を認識。 • 業界が「ウシ胎児血清」の国際貿易において、国ごとに異なる衛生措置が要求されるため困難に直面していること • 特にFMD感染国からの貿易で、制限や異質な要件が課せられること • 「ガンマ線照射」は商品の標準化製造プロセスの一環ではなく、むしろFMDウイルスや他の病原体の潜在的な伝播リスクに対応するために特別に適用される措置であること
2023年9月	コード委員会は、「ウシ胎児血清」の安全な貿易のための勧告に係る条文を起草するため、業界から提供された情報を検討。FMDの改正案が採択後に、新たな条文案を検討することに合意。
2024年5月	FMD改正案の採択。
2024年9月	「ウシ胎児血清」に係る条文の一次案を提示。

章の構成（１）

第1条	総則
第2条	安全物品
第3条	ワクチン非接種FMD清浄国又は地域
第4条	ワクチン接種FMD清浄国又は地域
第5条	FMD清浄国又は地域におけるワクチン接種ステータスの移行
第6条	ワクチン非接種FMD清浄コンパートメント
第7条	ワクチン接種FMD清浄コンパートメント
第8条	FMD汚染国又は地域
第9条	FMD清浄国又は地域内の防護地域の設定
第10条	FMD清浄国又は地域内の封じ込め地域の設定
第11条	清浄ステータスの回復

章の構成（２）

第12条	と畜を目的とするFMD感受性動物の国内直接輸送
第13~16条	生体の輸入に関する勧告
第17~19条	新鮮又は冷凍精液の輸入に関する勧告
第20~21条	体外受精卵の輸入に関する勧告
第22~27条	生鮮肉及び肉製品の輸入に関する勧告
第28条	その他の動物製品の輸入に関する勧告
第29条	乳及び乳製品の輸入に関する勧告
第30条	毛、皮の輸入に関する勧告
第31条	わら等の輸入に関する勧告
第32~33条	トロフィー等の輸入に関する勧告
第33bis条	FMD汚染国からのウシ胎児血清の輸入に関する勧告

章の構成（３）

第34~41条	FMDウイルスの不活化方法
第42条	WOAHが承認するFMD公的管理プログラム
第43条	サーベイランスの一般原則
第44条	サーベイランスの手法
第45条	血清学的検査の使用及び解釈

コード委員会の作業計画

コード委員会の主な作業計画

用語	「poultry」の定義の改正
水平章	ゾーニング・コンパートメント (第4.4章)の改正、ゾーニングの実施に関する新規章の策定
	牛、小反芻獣、豚の精液の収集・処理 (第4.7章)の改正
	証明手続 (第5.2章)及び生きた動物、種卵、動物由来製品の貿易の国際動物衛生証明書のモデル (第5.10章)の改正
	陸路、海路、空路による動物の輸送 (第7.2～7.4章)の改正
	疾病の管理を目的とした動物の殺処分 (第7.6章)の改正
疾病固有章	馬の脳炎に関する章の改正 (第8.10章：日本脳炎、第12.4章：馬脳炎(東部・西部)、第12.11章：ベネズエラ馬脳炎)
	ウエストナイル熱 (第8.21章)の改正
	小反芻獣疫 (第14.7章)の改正
	スクレイピー (第14.8章)の改正
	羊痘・山羊痘 (第14.9章)の改正

第8.8章 口蹄疫 (FMD)

現状

FMD清浄国・地域においてFMDが発生した場合、汚染地域以外から牛肉を輸出するためには、以下のような方法があるが、時間を要する、又は国レベルのワクチン非接種清浄化を妨げる。

- 封じ込め地域を設定し、WOAHの承認を受ける。
(封じ込め地域以外は清浄ステータス停止)
- 汚染地域以外の地域的清浄ステータスの公式認定を取得する。
- 公的制御プログラムのWOAHの承認を得て、
FMD発生国・地域として定期的にワクチン接種を行う。

一方で、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、搬出制限区域や移動制限区域を設定し、清浄地域からの鶏肉・鶏卵の輸出が可能となっている。

方針



FMD清浄国・地域においてFMDが発生した場合の、清浄地域からの牛肉の輸入要件を新たに策定することを求め、第8.8章 口蹄疫の改正をコード委員会の作業計画に含めることを提案する。

ゾーニングとは

疾病の予防・制御や発生時の国際貿易の維持のために、獣医当局が、国の中の一部に、特定の疾病ステータスを有した地域（ゾーン）を設定する考え方

【清浄地域 (free zone)】

疾病の発生のないことがサーベイランス等で確認されている地域。

【汚染地域 (infected zone)】

国内で発生のある地域。清浄国の一部地域に疾病が侵入した場合も含む。

【防護地域 (protection zone)】

周辺の汚染国・地域からの疾病の侵入を防止し、清浄ステータスを維持するために設定される地域。防護地域内ではワクチン接種等により疾病の侵入を防止。強力な移動管理、サーベイランス、個体識別、トレーサビリティ等により、域外の動物群と明確に区別。

【封じ込め地域 (containment zone)】

清浄国で疾病の発生があった場合に、発生の影響を最小限にする目的で、疫学的に関連する全ての感染動物及び疑い動物を包含する形で設定。次のいずれかを満たせば、封じ込め地域が効果的に設定されたと考えられる。（１）封じ込め地域内で２潜伏期間、新たな発生がないこと、（２）封じ込め地域が発生が継続している「内側地域」と２潜伏期間、新たな発生がない「外側地域」から構成され、「内側地域」とそれ以外の地域が適切な措置で分離されている。

封じ込め地域の運用

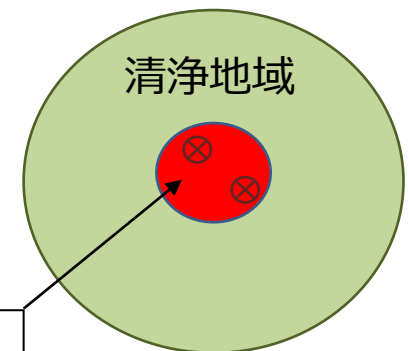
封じ込め地域の例（2017年時点の南アメリカ地域の口蹄疫の状況）

SOUTH AMERICA: OIE Member Countries' official FMD status map

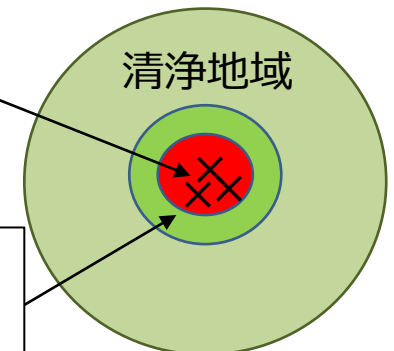
Last update December 2017



封じ込め地域の概念
＜パターン 1＞



＜パターン 2＞



参考：第8.8章 口蹄疫の構成（1）

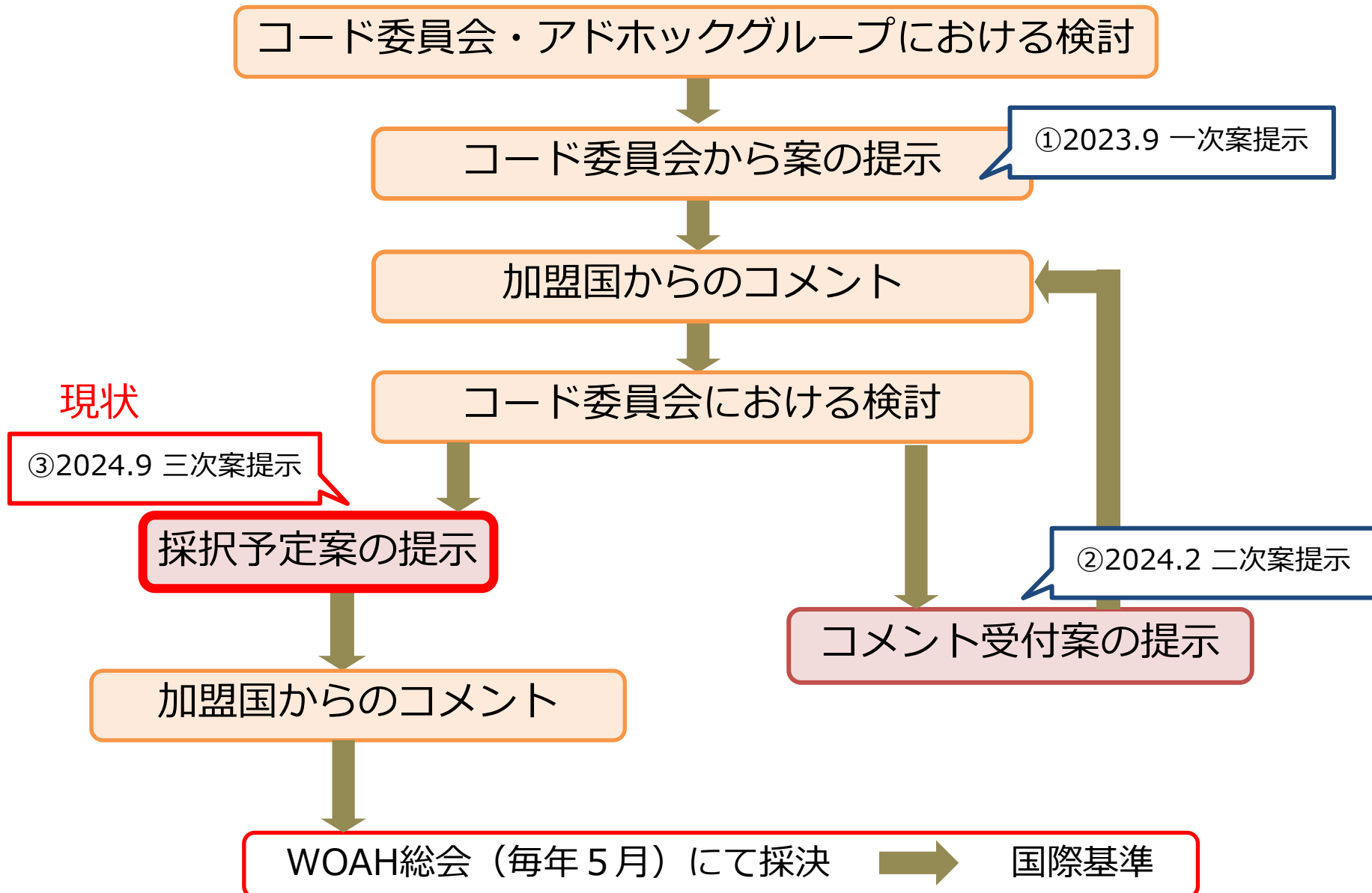
第1条	総則
第2条	安全物品
第3条	ワクチン非接種FMD清浄国又は地域
第4条	ワクチン接種FMD清浄国又は地域
第5条	FMD清浄国又は地域におけるワクチン接種ステータスの移行
第6条	ワクチン非接種FMD清浄コンパートメント
第7条	ワクチン接種FMD清浄コンパートメント
第8条	FMD汚染国又は地域
第9条	FMD清浄国又は地域内の防護地域の設定
第10条	FMD清浄国又は地域内の封じ込め地域の設定
第11条	清浄ステータスの回復
第12条	と畜を目的とするFMD感受性動物の直接輸送

参考：第8.8章 口蹄疫の構成（2）

第13条～16条	FMD感受性動物の生体の輸入に関する勧告
第17条～19条	新鮮又は冷凍精液の輸入に関する勧告
第20条～21条	対外受精卵の輸入に関する勧告
第22条～27条	生鮮肉又は肉製品の輸入に関する勧告
第28条	その他の動物製品の輸入に関する勧告
第29条	乳及び乳製品の輸入に関する勧告
第30条～33条	毛、皮、わら等の輸入に関する勧告
第34条～41条	FMDウイルスの不活化方法
第42条	WOAH承認FMD公的制御プログラム
第43条	サーベイランスの一般原則
第44条	サーベイランスの手法
第45条	血清学的検査の使用及び解釈

第7.1章 アニマルウェルフェアの勧告に関する序論

WOAHコードの改正プロセス



改正案のポイント

現行の第7.1章「アニマルウェルフェアの勧告に関する序論」は2004年に策定。

改正案は、アニマルウェルフェアを考える上で役立つ指標として、「**5つの自由**」に加え、新たな概念である「**5つの領域**」を含む内容。

その他、同章全体を通して読みやすさと明確さの向上のための修正案を追加。

参考

「5つの自由」 ‘five freedoms’

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由
- ② 身体的及び熱の不快感からの自由
- ③ 苦痛、傷害及び疾病からの自由
- ④ 通常の行動様式を発現する自由
- ⑤ 恐怖及び苦悩からの自由

「5つの領域」 ‘five domains’

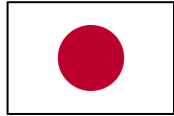
- ・ 栄養
- ・ 環境
- ・ 健康
- ・ 行動
- ・ 精神状態

我が国のスタンス



アニマルウェルフェアに関する新たな概念である
「**5つの領域**」の追加及びその他の修正に関して、
将来的な他の章の改正も念頭に、
我が国の現状及び国際的な情勢を踏まえ、
現場に過度な負担が生じないよう
適切に意見を反映させる。

我が国の前回提出コメントに対する回答①



提出コメント

「5つの領域」で示される各領域の説明は不十分であるため、今後、「5つの領域」を国際的に浸透させるのであれば、より詳細な説明が必要。



回答

将来的に混乱が生じることを避けるよう、可能な限り明確に表現することに努める。

我が国の前回提出コメントに対する回答②

前回示された二次改正案では、「動物のグループ分けは、積極的な社会的行動を可能にする」という文言が「促進する」に修正されていた。



提出コメント

- 一般的に動物の社会的行動は自然に発現するものであり、何らかの事象によって促進されるものではない。
- 「積極的な社会的行動を可能にする」という元の表現の方が適切である。



回答

- 人間の管理下にある動物について言及する章であることから、「促進する」という用語の方がより適切。
- 他のアニマルウェルフェアに関するコードにおいても「促進する」という用語が使われている。



提案は受け入れない。

我が国の前回提出コメントに対する回答③

前回示された二次改正案では、「所有者と動物取扱者は、（中略）十分な訓練、技術及び知識を持つべきである」というように「訓練」という言葉が追加されていた。



提出コメント

- 技術や知識は適切な訓練を経て得られるものである。
- 「適切な訓練を経て十分な技術及び知識を持つべきである」と再修正すべき。



回答

- 提案については受け入れる。
- ただし、「適切な訓練」ではなく「適切な訓練又は経験」と修正。

➡ 同文は「所有者と動物取扱者は、（中略）適切な訓練又は経験を経て十分な技術と知識を持つべきである」と修正された。

三次案に対する我が国の対応方針

三次改正案は、読みやすさ等を考慮した軽微な修正が主。



日本側の提案が概ね受け入れられ、
特段の懸念点は見られないことから、
三次改正案に対するコメント提出は行わない。

参考

- 検討の経緯
- アニマルウェルフェアに関する章の構成
- 第7.1章「アニマルウェルフェアの勧告の序論」の構成

検討の経緯

2022年2月	コード委員会は、「犬の個体数管理（第7.7章）」の改正案を検討する過程で、加盟国から提出された意見にあった「5つの領域」の概念について詳細な情報を提供するように、事務局及びWOAH Animal Welfare Collaborating Centres (AWCC) に指示。
2022年9月	コード委員会は、事務局及びAWCCにより作成された文書を分析し、アニマルウェルフェアの概念として「5つの領域」は国際的に認められており、 ・「序論（第7.1章）」に「5つの領域」の概念を含めた改正案及び ・「5つの領域」と「5つの自由」の関連性を説明する文書 を作成するように、事務局及びAWCCに指示。
2023年2月	コード委員会は、現行の「序論（第7.1章）」への「5つの領域」の概念の適用可能性を検討し、改正案を作成する作業を継続するように、事務局に指示。
2023年9月	「5つの領域」の概念を含む1次改正案を提示。
2024年2月	コード委員会は、加盟国コメントを踏まえた2次改正案を提示。
2024年9月	コード委員会は、加盟国コメントを踏まえた3次改正案を提示。

アニマルウェルフェアに関する章の構成

第7.1章	アニマルウェルフェアの勧告の序論
第7.2章	動物の海路輸送
第7.3章	動物の陸路輸送
第7.4章	動物の空路輸送
第7.5章	と畜時のアニマルウェルフェア
第7.6章	疾病の管理を目的とした動物の殺処分
第7.7章	犬の個体数管理
第7.8章	研究及び教育における動物の使用
第7.9章	アニマルウェルフェアと肉用牛の生産システム
第7.10章	アニマルウェルフェアとブロイラーの生産システム
第7.11章	アニマルウェルフェアと乳用牛の生産システム
第7.12章	役用馬のウェルフェア
第7.13章	アニマルウェルフェアと豚の生産システム
第7.14章	革、肉その他の製品のためのは虫類の殺処分

第7.1章「アニマルウェルフェアの勧告の序論」 の構成

第1条	一般考慮事項
第2条	アニマルウェルフェアの基本理念
第3条	勧告の科学的根拠
第4条	アニマルウェルフェアを評価する測定指標の使用に関する 基本理念
第5条	畜産システムにおける動物のウェルフェアのための一般原則